

学校法人秀明学園・秀明大学内部統制規則

令和4年1月1日 制定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人秀明学園寄附行為（令和3年3月3日文部科学大臣認可）に基づき、学校法人秀明学園（以下「本学」という）における内部統制システム推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内部統制 本学の中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効且つ効率的に果たすため、理事長（学長）が本学の組織内に整備し、及び運用する仕組みをいう。
- 二 内部統制システム 本学の理事長、理事の職務の執行が、私立学校法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他本学の業務の適正を確保するための体制をいう。
- 三 部局等 この規則での部局等とは、別表に定める組織をいう。

(内部統制最高管理責任者)

第3条 本学に、本学における内部統制システムの整備及び運用について最終責任を負う者として、内部統制最高管理責任者（以下「総括管理責任者」という）を置き、理事長をもって充てる。

(内部統制管理責任者)

第4条 本学に、本学における内部統制システムの整備及び運用について管理させるため、内部統制管理責任者（以下「管理責任者」という）を置く。
管理責任者は、常務理事をもって充てる。
管理責任者は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

(内部統制部局管理責任者)

第5条 部局等に、当該部局における内部統制システムの整備及び運用を指揮監督させるため、内部統制部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という）を置く。

部局管理責任者は、別表に定める部局等の長をもって充てる。

部局管理責任者は、当該部局の業務における内部統制システムの整備及び運用を推進するものとし、内部統制上の重大な問題を発見し、又は報告を受けた時は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、管理責任者に報告するものとする。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、内部統制上の重大な問題が発生した時は、速やかに部局管理責任者に報告しなければならない。

教職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、管理責任者又は監事に直接報告することができる。

(内部統制委員会)

第7条 本学に、内部統制委員会（以下「委員会」という）を置き、学校法人秀明学園（秀明大学）の幹部会をもって充てる。

委員会は、管理責任者から、所管する業務に関する内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策等について審議する。

(委員会以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認める時は、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(モニタリング)

第9条 本学の内部統制が有効に機能していることを監視し、及び継続的に評価するため、次に掲げるモニタリングを行う。

一 日常的モニタリング

日常的モニタリングは、各業務における役員及び教職員の自己点検、相互牽制、承認手続等により行う。

二 独立的評価

独立的評価は、学校法人秀明学園・監事監査規則に基づき、監事が行う監査及び秀明学園・監査規則に基づき監査室が行う内部監査により行う。

最高管理責任者及び管理責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。